

## 「効果的な公害防止取組促進方策検討会」開催要綱（案）

### 1. 開催趣旨

昨今、一部の事業者において、不適切な設備管理による大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の公害防止法令（以下「公害防止法令」という。）の排出基準の超過や公害防止管理者による測定データの改竄が明らかとなり、公害防止に係る環境管理に綻びが生じている事例が報告されている。また、昨今、関係都道府県等も、その状況を見抜けないまま、不適切な状況が継続している事案もみられている。

昨年度、事業者が実効性のある公害防止に関する環境管理を実践する際に参考となる行動指針を示し、事業者に対して周知を図っているところであるが、昨今の不適切事案の発生も踏まえ、事業者による公害防止法令の遵守が確実に実施されるための方策等についてさらに検討を進め、不適切事案の発生防止を図る必要がある。

事業者や地方公共団体の公害防止取組や手続きに関する現状と課題を整理したうえで、事業者による公害防止法令の遵守が確実に実施されるための方策等のあり方について検討するための検討会を設置する。

### 2. 運営方針

#### （1）構成及び運営

- ・ 検討会は、学識経験者及び有識者を委員として構成する（別添資料参照）。
- ・ 検討会には座長をおき、座長は委員の互選により定める。座長は会議の議事運営にあたることとする。座長が検討会に出席できない場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- ・ 委員が検討会に出席できない場合は、座長の了解を得て代理人が出席することを認めるものとする。
- ・ 検討会では、効果的な公害防止の取組促進方策に関する議論及びアンケート調査等検討に必要な調査を行う。
- ・ 事務局は社団法人産業と環境の会とし、資料の作成、連絡調整等、検討会の運営を行う。

#### （2）議事等の公開

- ・ 検討会の議事及び配付資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより公正かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼすおそれのある場合又は特定のものに不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある場合は、座長は、その理由を明らかにした上で検討会の議事又は配付資料を非公開とすることができる。
- ・ 公開した検討会の議事録は、検討会終了後に作成し、公開する。

#### （3）その他

- ・ 上記に規定するもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定めることができるものとする。

### 3. 検討事項

- (1) 事業者による不適切事案発生の要因分析
- (2) 公害防止法令に定める規制基準遵守の担保の仕組みの分析
- (3) 今後の方策のあり方の検討

### 4. スケジュール

平成19年8月の第1回開催後、上記3. の検討事項について数回にわたって審議・検討を行った後、検討結果をとりまとめる。